

一 般 競 争 入 札 公 告

行橋市が発注する建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び行橋市契約規則(昭和39規則第10号)第8条1項の規定により公告します。

令和2年8月14日

行 橋 市 長 田 中 純

入 札 番 号

41

(工事別事項)

1. 工事名称	配水管布設工事(上津熊)		
2. 工事場所	行橋市大字上津熊		
3. 工事概要	工 事 内 容	・ 工事長 L=467.8m ・ HPPE φ 75 L=360.5m ・ HPPE φ 50 L=130m ・ 仮設配水管（リース管） φ 75 L=130m ・ 仕切弁 N=10基 ・ 給水工 N=6箇所	
	工 期	令和2年9月24日 ～ 令和3年2月26日	156 日間
	予 定 価 格	14,498,000円	
	最低制限価格	有（事後公表）	
4. 参加業者の形態	単体		
5. 設計受託業者			
6. 日程	公 告 日	令和02年8月14(金)	
	仕様書に関する質問の提出期限	令和02年8月17(月) ～ 令和02年8月31(月) 必着	
	申請書受付期間	令和02年8月17(月) ～ 令和02年8月28(金) 必着	
	確認通知書発送	令和02年9月4(金)	
	仕様書に関する質問の回答	令和02年8月17(月) ～ 令和02年8月31(月)	
	入札書の郵送提出期限	令和02年9月15(火) 行橋郵便局留 必着	
	入札・開札日時	令和02年9月17(木) 11時30分 ～	
7. 入札参加資格	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項 管工事について「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(昭和56年行橋市規則第12号)に定める資格を得ている者。		

8. 入札参加条件	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2 申請書提出期限 (令和2年8月28日) 現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。	
	(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者ではないこと。
	(2)	管工事について、公共工事元請施工実績を有すること。 金額の大小は問わない。
	(3)	当該工事に配置できる主任(監理)技術者を有すること。ただし、次に掲げる者に限る。 ・入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
	(4)	
	(5)	行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱(平成19年告示第77号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でないこと。
	(6)	建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
	(7)	法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を、行橋市管内に有すること。
	(8)	水道法(昭和32年法律第177号)に規定する給水装置工事に該当するため、行橋市水道事業給水条例(平成10年条例第2号)に規定する指定給水装置工事事業者として登録している者。
	(9)	市が依頼する休平日緊急漏水修理に協力することの「行橋市上水道課配給水施設修理工事事業者」に公告日現在登録のある者。
	(10)	入札期日以前3ヵ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
	(11)	破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。)
	(12)	当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。
	(13)	管工事について、令和2年度行橋市建設工事競争入札参加資格者名簿の業者等級別格付(以下「格付」という。)がA・Bであること。

9. 公告内容等に関する問い合わせ先及び場所	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 電話(代表)0930-25-1111	
	契約事務及び申請書受付並びに入札説明書交付	総務部契約検査課契約係(西棟庁舎3階) 内線(1381)
	入札及び開札	総務部契約検査課入札室(西棟庁舎3階)
	設計図書の閲覧	環境水道部上水道課上水道係(西棟庁舎2階) 内線1265
10. その他	(1) 「6. 日程」について 期間については、「6. 日程」に記載の毎日(ただし、行橋市の休日を定める条例(平成元年行橋市条例第26号)第1条に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで。 (2) その他、詳細は行橋市郵便入札心得の規定による。	

(共通事項)

1. 入札説明書及び設計図書等の閲覧	入札公告、入札説明書及び設計図書等は、行橋市公式ホームページより閲覧可能。	
2. 契約条項を示す場所	「工事別事項」（契約事務及び申請書受付）に同じ。	
3. 設計図書等の交付	行橋市公式ホームページからダウンロードすること。	
4. 申請書の提出方法	(1) 提出書類	様式第1号の1
	(2) 提出方法	契約検査課に郵送にて提出すること。 (一般書留、簡易書留、特定記録、レターパックによる)
	(3) 提出場所	〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 契約検査課
	(4) その他	落札者のみ、「主任(監理)技術者選任通知書(様式第5号)」を落札日の翌開庁日までに提出すること。
5. 入札書の提出方法	(1) 提出書類	入札書、工事費内訳書
	(2) 提出方法	行橋郵便局留で、郵送にて提出すること。 (一般書留、簡易書留、特定記録による)
	(3) 提出場所	〒824-8799 行橋郵便局留 行橋市役所 契約検査課
	(4) その他	入札説明書及び郵便入札心得の規定による。 (詳細は「郵便入札について」を参照)
6. 工事費内訳書等の提示	入札に際し、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費内訳書の提出を求める。	
7. 落札者の決定の方法	有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。	
8. 入札の無効	(1) 次の入札は無効とする。	
	(ア) 指定の手続き以外の郵送、または持参された入札	
	(イ) 公告又は指名通知書等に示す日時を過ぎて到着した入札	
	(ウ) 提出書類に記載された入札参加者の資格に関する事項が、市に登録している競争入札参加資格の内容と異なるとき（ただし、資格に関する事項が事実である場合、その事実を確認できる登記簿謄本又は、代表者事項証明（いずれも法務局発行分）が同時に提出されたときは、無効としない。）。	
	(エ) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札	
	(オ) 入札書及び工事費等内訳書の記載金額を加除訂正した入札	
	(カ) 予定価格を事前公表している場合で、入札書の記載金額が予定価格を超える入札	
	(キ) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）が一致していない入札	
	(ク) 最低制限価格を設定している場合で、入札書の記載金額が最低制限価格を下回る入札	

	(ケ) 再度入札を行う場合で、入札書の記載金額が前回入札の最低金額以上である入札	
	(コ) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札	
	(サ) 同一事項の入札において中封筒に2通以上の入札書を同封し提出した者の行った入札	
	(シ) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札	
	(ス) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札	
	(セ) 金額欄に「0円」と記載された入札	
	(ソ) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札	
	(タ) 容易に消字することが出来る筆記用具で記入した入札	
	(チ) 中封筒（入札用封筒）と外封筒（郵送用封筒）の二重封筒でない入札	
	(ツ) 封かん、糊付がされていない入札	
9. 入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金	免除する。
	(2) 契約保証金	契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除することができるものとする。 (ア) 市を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合 (イ) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する場合
10. その他	(1) 専任の技術者について 当該工事に専任の技術者を配置しなければならない場合、専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないこととし、現場に常駐していなければならない。	
	(2) 設計受託業者について 当該工事において、工事別事項「5. 設計受託業者」に該当がある場合、「8. 入札参加条件(12)」の「当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当するものである。 (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者 (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者 (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者	
	(3) その他、詳細は郵便入札心得の規定による。	